



各機関の年末年始業務状況

■役場ほか

	12/27 (金)	12/28 (土)	12/29 (日)	12/30 (月)	12/31 (火)	1/1 (水)	1/2 (木)	1/3 (金)	1/4 (土)	1/5 (日)	1/6 (月)
役 場 6 2 - 2 5 1 1	通 常	休 み		通 常	休 み						通 常
総 合 文 化 セ ン タ ー 6 2 - 2 1 0 0	通 常			午後 5 時 まで	休 み						通 常
総 合 文 化 セ ン タ ー 図 書 室				休 み							休 み
総 合 体 育 館 6 2 - 3 3 9 1	通 常			午後 5 時 まで	休 み						通 常
2 階 ラ ン ニ ン グ デ ッ キ	通 常			休 み							
町 民 プ ー ル 6 2 - 3 3 9 1											
寿 都 温 泉 ゆ べ つ の ゆ 6 4 - 5 2 1 1	通 常				午後 5 時 まで	通 常				休 み	
道 の 駅 み な と ま 〜 れ 寿 都 6 2 - 2 5 5 0	通 常				休 み		通 常				休 み

※休み期間中の婚姻・出生・死亡などの戸籍の届出は、役場当直室で受け付けしています。

■医療機関・患者輸送バス

	12/27 (金)	12/28 (土)	12/29 (日)	12/30 (月)	12/31 (火)	1/1 (水)	1/2 (木)	1/3 (金)	1/4 (土)	1/5 (日)	1/6 (月)
寿 都 診 療 所 6 2 - 2 4 1 1	通 常	休 み		通 常	休 み						通 常
祁 答 院 医 院 6 2 - 2 2 3 2	通 常	午前 のみ診療	休 み							通 常	
寿 都 歯 科 6 2 - 2 9 0 0	午前 のみ診療	休 み								通 常	
星 歯 科 医 院 6 2 - 3 3 5 5	午前 のみ診療	休 み								午前 のみ診療	
患 者 輸 送 バ ス	通 常	休 み		通 常	休 み						通 常

※急患の場合は、各医療機関へお問い合わせください。

■ニセコバス

		12/27 (金)	12/28 (土)	12/29 (日)	12/30 (月)	12/31 (火)	1/1 (水)	1/2 (木)	1/3 (金)	1/4 (土)	1/5 (日)	1/6 (月)
島牧線 黒松内線 長万部線 雷電線		通 常		運 休	通 常		運 休	一 部 運 休	通 常	通 常	運 休	通 常
		通 常										

※日祝運休に係る代替措置については、12月29日、1月5日のみ朝1便を湯別みのり橋バス停（8時18分）から寿都ターミナルまで町有車両を運行します。

※ニセコバスの運行につきまして詳しくは、広報11月号に折り込みしたチラシをご覧になるか、ニセコバス寿都ターミナル（0136-62-2047）までお問い合わせください。

■ごみ・し尿収集

				12/27 (金)	12/28 (土)	12/29 (日)	12/30 (月)	12/31 (火)	1/1 (水)	1/2 (木)	1/3 (金)	1/4 (土)	1/5 (日)	1/6 (月)
ごみ収集	通常	休み			通常	休み								通常
し尿収集	休み													

※ごみ収集が休みのときは、ごみステーションにごみを出さないでください。また、12月31日から1月5日は、清掃センターへの直接搬入はできません。

■町内の金融機関

		12/27 (金)	12/28 (土)	12/29 (日)	12/30 (月)	12/31 (火)	1/1 (水)	1/2 (木)	1/3 (金)	1/4 (土)	1/5 (日)	1/6 (月)
漁協 信金 道銀	窓口	通 常	休 み		通 常	休 み						通 常
	ATM											
郵便局	郵便窓口	通 常	休 み		通 常	休 み						通 常
	貯金窓口											
	ATM											

※郵便物については、日本郵便株式会社供知安郵便局供知安コールセンター（電話：0136-21-4795）へお問い合わせください。

■歯科当番医

12/29 (日)	12/30 (月)	12/31 (火)	1/1 (水)	1/2 (木)	1/3 (金)
にしざき歯科医院 岩内町高台150 0135-62-1155	泊 歯 科 診 療 所 泊村53-3 0135-75-2742	黒 田 歯 科 医 院 岩内町万代4-3 0135-62-0326	島 牧 診 療 所 歯 科 島牧村字泊29-1 0136-75-6105	水 野 歯 科 医 院 岩内町万代17-12 0135-62-1064	神 恵 内 歯 科 診 療 所 神恵内村125-1 0135-76-5945

※診察時間は、午前9時〜正午までとなっています。

■水道当番業者

12/31 (火)	1/1 (水)	1/2 (木)	1/3 (金)	1/4 (土)	1/5 (日)
(有) 平 野 鉄 工 62-2124	(株) 千 葉 建 設 64-5402	田 中 水 道 設 備 62-3368	(株) 石 澤 組 62-2084	佐 々 木 配 管 62-3439	(有) 山 口 齊 藤 商 店 62-2067

令和2年4月に寿都保育園へ入園する園児を募集します！

保育園は、保護者の方が仕事や病気などの理由で、家庭でお子さんの保育ができない場合に、保護者に代わって保育をするところです。

入園を希望する方は、申込締切日までに必要書類をそろえて、お申し込みください。なお、各年齢の定員に達した場合は、入園をお受けできない場合もありますので、ご了承ください。

◆ 募集人員

令和2年4月1日の前日までに満1歳に達した小学校未就学児90名

◆ 受付期間及び提出先

期 間：令和元年12月9日（月）
～12月27日（金）
提出先：寿都町立寿都保育園

◆ 保育時間

【保育標準時間（11時間）】

- ・平 日 7：50～18：30
- ・土曜日 8：30～12：00

【保育短時間（8時間）】

- ・平 日 8：30～16：00
- ・土曜日 8：30～12：00

※保護者の仕事の形態や就業時間により、保育の必要量に応じた区分となります。

◆ 入園手続き

町民課社会福祉係又は寿都保育園にある「支給認定申請書兼保育利用申込書」に必要事項を記入し、提出してください。

また、来年度も引き続き保育園を利用する園児についても、申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。



◆ 保育料

(円)

階層 区分	定 義	満3歳以上		満3歳未満	
		保 育 標準時間	保 育 短時間	保 育 標準時間	保 育 短時間
第1	生活保護世帯	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税均等割課税世帯を含む)	0	0	0	0
第3	市町村民税所得割額 48,600円未満	0	0	4,500	4,420
第4	市町村民税所得割額 97,000円未満	0	0	9,000	8,840
第5	市町村民税所得割額 169,000円未満	0	0	18,800	18,560
第6	市町村民税所得割額 301,000円未満	0	0	25,400	25,040
第7	市町村民税所得割額 397,000円未満	0	0	33,000	32,520
第8	市町村民税所得割額 397,000円以上	0	0	42,600	41,960

※3歳以上児で第5階層～第8階層に該当する世帯は、月額4,000円の給食費を徴収いたします。

※4月～8月の保育料は前年度の市町村民税所得割額、9月～3月の保育料は該当年度の市町村民税所得割額に基づき決定します。

※多子世帯及びひとり世帯などは軽減措置があります。

◆ 入園に関するお問い合わせ先

寿都保育園 電話 0136-62-2637

◆ 軽減措置に関するお問い合わせ先

町民課社会福祉係 電話 0136-62-2513

しりべし弁護士 相談センターのご利用を

札幌弁護士会では、法律相談や事件解決の依頼を行いやすくするため、相談センターを開設しています。お気軽にご相談ください。

- ◆日程 12月11日(水) 18日(水)
25日(水)
- ◆会場 岩内町高台84-3
しりべし弁護士相談センター

※相談は事前予約が必要です。

予約受付時間

平日 午前10時から午後4時まで

電話 0135-62-8373

古紙回収のお知らせ

今月の古紙回収を下記の日程で実施します。古紙は当日の午前8時30分までに玄関前に出してください。集められた新聞や雑誌は再生紙としてリサイクルされますので、種類ごとに分け、きれいに束ねてから出してください。

回 収 地 域	回 収 日
六条町～政治町の国道から山側	10日(火)
六条町～政治町の国道から海側	17日(火)
磯谷町～樽岸町	24日(火)

◆ お問い合わせ先

町民課衛生係 電話 0136-62-2523

防災行政無線戸別受信機について

各家庭に設置している防災行政無線戸別受信機は、立木の繁茂や屋内の家電製品、コンセントからの電力供給状況など、さまざまな影響により受信が不安定になることがあります。

ご自宅に設置の戸別受信機について、「音が出ない」「途中で途切れる」などといった事象が発生する場合は、職員がお伺いし、電波状況の点検や設置場所の調整などを行いますので、ご連絡をお願いします。

◆ お問い合わせ先

企画課企画係 電話 0136-62-2608

ご存じですか？建退共制度

建退共制度とは、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的とした制度です。

事業主の方々が労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金が支払われる業界全体の退職金制度です。

また、建退共では、地震などにより災害救助法が適用された皆さまに対し、各種手続きの特例措置を実施しています。

- ・加入できる事業主：建設業を営む方
- ・対象となる労働者：建設業の現場で働く方
- ・掛金：日額310円

＜建退共から事業主の皆さまへのお願い＞

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じ、適正に貼付してください。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するように指導してください。

◆ お問い合わせ先

(独) 勤労者退職金共済機構

建退共北海道支部

電話 011-261-6186

タイヤの盗難に注意！

タイヤ盗難は、車庫や物置における被害が約6割を占めており、そのうち無施錠での被害が約8割となっています。被害防止のため、タイヤの保管には十分に注意しましょう。また、タイヤの盗難に遭った場合や不審な人や車を目撃した場合は、警察に通報しましょう。

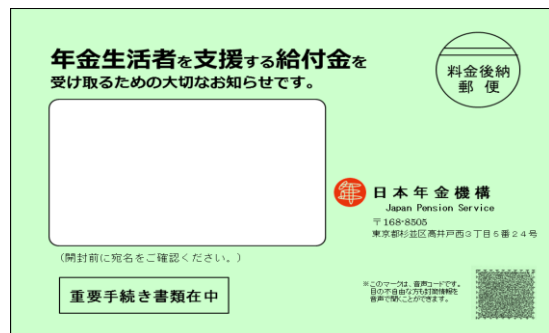
- ・鍵のかかる場所に保管して必ず施錠しましょう。
- ・4本を一つにまとめ、鎖で連結して施錠しましょう。
- ・人目につかない場所に保管しましょう。
- ・保管場所付近にセンサーライトなどの防犯機器を設置しましょう。

年金生活者支援給付金の手続きをお忘れなく！

本年10月から始まった年金生活者支援給付金制度は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

該当する方には、9月以降に日本年金機構から請求手続きの案内が送付されていますので、手続きをまだ済ませていない方は、もう一度ご確認ください。

手続きが遅れると、10月分からの給付金を受け取ることができなくなってしまいます。12月27日まで請求書（はがき又はA4用紙）に必要事項を記入のうえ、切手を貼って郵送してください。



※淡い緑や茶色の封筒

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などを請求することはありません。

◆ お問い合わせ先

小樽年金事務所 電話 0134-65-5002
給付金専用ダイヤル 電話 0570-05-4092（ナビダイヤル）

暴力団追放!「三^ツない運動^{ワン}」の推進

みんなで暴力団を追放し、明るいまちをつくりましょう。

暴力団を「恐れない」
暴力団を「利用しない」
暴力団と「交際しない」
暴力団に「金を出さない」



※暴力に関する相談は、下記へお問い合わせください。

暴力追放センター函館支署
電話 0138-35-5982
寿都警察署刑事係
電話 0136-62-2110

年末年始における火災予防について

年末年始は休日が多く、外出などで自宅や事業所を留守にすることが多くなります。

次の点に注意し、外出前や就寝前に、再度火の元を確認するなど、火気の取り扱いには十分気をつけましょう。

＜自宅での注意点＞

- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かないようにしましょう。
- ・万一来火に備え、出入口の点検や除雪に努めましょう。
- ・住宅用火災警報器を必ず設置し、作動確認を行いましょう。
- ・子どもが火遊びをしないように、注意しましょう。
- ・寝タバコは絶対やめましょう。
- ・ベランダなどで喫煙した際は、吸い殻を完全に消火しましょう。

＜事業所での注意点＞

- ・巡回体制を強化するとともに、万一来火に備え、避難誘導が円滑に行えるよう従業員一人ひとりの責任分担を明確にしておきましょう。